

平成26年度 第3回宮城県農村振興施策検討委員会

開催日時：平成27年2月4日（水）

開催場所：県庁11階北側第2会議室（仙台市）

議 事 録

宮城県農林水産部農村振興課

「平成26年度第3回宮城県農村振興施策検討委員会」

司会（大場技術補佐）：それでは定刻となりましたので、これより、平成26年度第3回宮城県農村振興施策検討委員会を開催いたします。

次第に従いまして、はじめに、菅原農林水産部次長より挨拶を申し上げます。

菅原次長：皆様、こんにちは。本来であれば、吉田農林水産部長が出席してご挨拶申し上げるところでございますが、別用がございまして、出席出来かねるということで、代わりまして技術担当の次長であります、菅原からご挨拶をさせていただきます。

委員の皆様には、お忙しいところ、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

また、日頃より本県の農林水産行政の推進、特に農村振興へのご指導とご助言を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、あの東日本大震災から早いもので、あと1ヶ月足らずで、丸4年が過ぎようとしております。

被災しました農業生産基盤につきましては、「農地・農業用施設の復旧・復興のロードマップ」に基づき、復旧・復興を進めているところでございます。

昨年の12月末時点における津波被災農地の復旧の進捗は、対象農地1万3千haの内の92%にあたる1万2千haに着手しており、既に営農再開が可能となった農地は1万6百haで約81%を占め、着実に復旧が進んでおりますが、復興への道のりはまだまだ厳しいものがあります。

今年度も全国から多くのご支援をいただきながら、被災地域の創造的復興に取り組んでいるところでございます。

ところで、国の平成27年度当初予算の概算決定が1月14日に公表されまして、「日本型直接支払」に位置づけられております「多面的機能支払」及び「中山間地域等直接支払」の来年度の予算が示されました。

詳細につきましては、この後説明があると思いますが、ほぼ前年度並みの事業費が確保されております。

一方、県の予算につきましては、2月17日から開催されます2月定例県議会で決定することとなりますが、本検討委員会で検討いただく事業につきましては、市町村の要望を十分反映した内容で、県議会の方に予算案を提案することとしております。

本委員会は、「多面的機能支払」、「中山間地域等直接支払」、「中山間地域等農村活性化事業」の3施策について委員の皆様から、ご指導・助言をいただく場でございます。本年度最後の委員会となりますので、よろしくお願い申し上げます。

私からは以上です。よろしくお願い致します。

司会（大場技術補佐）：ありがとうございました。

菅原次長につきましては、次の会議に出席のため、ここで退席いたしますのでご了承願います。

続きまして、当委員会の大泉委員長からも挨拶をいただくところでしたが、体調不良により急遽欠席となりました。代わって高橋副委員長からご挨拶をいただきたいと思ひます。

高橋副委員長：大泉先生が体調不良だということで、急遽代役を仰せつかりました高橋でございます。どうぞよろしくお願い致します。

言われてみれば副委員長であったと改めて思ひましたが、まさかこのような役割がまわってくると思ひておりませんでしたので、心の準備も何もないままでございますが、どうぞよろしくお願い致します。

今日の第3回宮城県農村施策検討委員会、今年度3回目ということで、前回は現地を見させていただきました。

今、地域で抱えている問題などをお伺ひしたり、委員の皆様方からもご提言してみたりなど、交流をさせていただいたところがございます。

そのようなことも含めまして、今年度の成果、あるいは来年度に向けてというような内容で、今日の委員会は予定されているようでございますので、この後の検討・議論につきまして、どうぞよろしくお願い致します。

不慣れでございますが、よろしくお願い致します。

司会（大場技術補佐）：ありがとうございます。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認を致します。

資料については、事前に送付しておりましたが、資料の方に修正がございますことから、本日別に準備しておりますので、こちらをご使用いただきたいと思ひます。

資料は次のとおりでございます。

次第、出席者名簿。

出席者名簿には、大泉委員長に丸が付いてはいますが、欠席となりますので、訂正をお願いしたいと思ひます。

それから資料の1、それから資料の2、資料の3、資料の4、資料の5。

それから公報の写し、運営要領というような内容になっております。

よろしいでしょうか。

本日は、大泉委員長と島谷委員が欠席しておりますが、本委員会の条例第五条の2により、委員の半数以上が出席しておりますので、本委員会は成立しておりますことをご報告いたします。

また、県の「情報公開条例」に基づき、本委員会は公開としております。

さらに、ICレコーダーにより録音して、議事録を作成しますので、発言の際は恐れ入りますがマイクをご使用願ひます。

なお、作成した議事録につきましては、後日公表となりますのでご理解いただきたいと思ひます。

それでは、これより議事の方に入りますが、本委員会は条例で委員長が議長になることになっており、委員長に事故ある時はその職務を副委員長が代理することになっておりますので、ここからは高橋副委員長に議事の進行の方をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（高橋副委員長）：それでは暫時の間、進行させていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

それでは早速議事の1番目。日本型直接支払及び『農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律』について。この件について、まず事務局からご説明をお願いいたします。

事務局（大場技術補佐）：最初に資料1の説明でございます。

ダブルクリックが付いていますが、これを外すと資料別ごとに入っていますので見やすいと思います。

表紙をめくっていただきまして1ページになります。

下に1ページとページがございますけれども、こちらをご覧くださいと思います。

平成27年度国予算の概算決定の資料でございます。

日本型直接支払としましては、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、それから環境保全型農業直接支払交付金、この3つからなりますけれども、全体額で、平成27年度の概算決定額が798億5千900万円となっております。

それから括弧で右側にありますのは、これは昨年度の当初予算ということで、昨年が793億7千100万円ということで、若干増加しております。

各3施策の内訳を見ますと、1ページの下の方に、多面的機能支払交付金とございます。

こちらについては、482億5千100万円ということで、昨年度と同額となっております。

それから2ページ目の、上の方にあります中山間地域等直接支払交付金につきましては、2百90億円で、昨年が284億7千400万円ということで、若干増えております。

それから、3番目の環境保全型農業直接支払交付金につきましては26億900万円ということで、若干下がっているような状況です。

当委員会の対象となりますのは、多面的機能支払交付金と中山間地域等直接支払交付金の2つの施策についての事業でございます。

それから4ページの方になりますが、こちらが個別の多面的機能支払制度の概要が記載されております。制度の内容そのものにつきましては、平成26年度からは変更ございません。

昨年当初額と同じ金額の概算決定額となっております。

それから5ページの方になりますが中山間地域等直接支払制度の概要が記載されておまして、今年度まで第3期対策ということで実施してきましたが、平成27年度からは第4期対策ということになります。

中段に記載がありますが、集落協定に基づく活動ということで、①農業生産活動等を継続するた

めの活動。括弧で農作業委託等による耕作放棄の発生防止，鳥獣害防止対策等，②体制整備のための前向きな取組，括弧で女性・若者等の参画，人・農地プラン活用，持続可能な生産体制の構築，こういったものを支援するというような要件になる予定でございます。

下段の方に加算措置ということで，集落連携・機能維持加算と記載がありますが，これはこれまでもありましたもので，継続されます。

右側のほうに，超急傾斜農地保全管理加算とありますが，これは今回新たに設けられたもので，田の場合，1/10以上の急傾斜地について，新たに加算が設けられたものです。

このような点の変更点ということになっておりますが，詳細につきましては，まだ国の方で現在検討中ということで，はっきりしたものは，未だ出せる状態にはなっておりません。

それから，6ページの方になりますが，『農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律』の概要という資料が付いております。こちらの法律が今年の6月に出来まして，平成27年4月1日から施行される事になっております。

この概要ですが，7ページの方をご覧いただきたいと思います。

この法律に基づきまして，先程説明しました日本型直接支払の各施策が，平成27年4月1日から，この法律に基づく事業として位置付けられることになっております。

制度の仕組みと言う事で記載されていますが，この法律によりまして，農林水産大臣は基本指針を策定するという義務が発生します。

同様に，都道府県知事は，基本方針を策定することになり，市町村につきましては，促進計画を作成する。さらに農業団体の組織につきましては，事業計画を作成して，活動を実施する。

こういったことがこの法律によって縛られることになります。

8ページ以降に，その法律の条文が入っております。

こちらは本来であれば右閉じで閉じれば見やすいのですが，資料を一緒に閉じた為，見にくくなっていますが，第1条からございます。こちらの説明については割愛させていただきます。

簡単ですが，平成27年度の概算決定と『農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律』の説明を終わります。

議長（高橋副委員長）：只今，説明を頂戴しました。3つの施策が新たな法律のもとに体系化されたということのようでございます。

これにつきまして皆さん方から，何かご質問，ご意見等がありましたらお願いいたします。基本的な内容は変わらないですよ。

事務局（大場技術補佐）：法律に基づく事業になるということで，安定的な制度になるということが一番のポイントでございます。

議長（高橋副委員長）：それではこの辺については，後ほど，質問等があればまたお願いすること

として、2つめの議事に移ってよろしいでしょうか。

それでは2番目の『多面的機能支払交付金事業について』、事務局から説明をお願いします。

事務局（佐藤技術主査）：農村振興課農村交流対策班の佐藤です。

私から『多面的機能支払について』説明させていただきます。資料の方は、右に資料2となっているものをお開き下さい。

1ページから説明させていただきます。

平成26年度の実施見込みについて説明いたします。

(1)の取組面積ですけれども、農地維持支払については組織数で784組織、協定面積で6万2千14ha、資源向上支払については組織数が578組織、対象面積が4万7千583ha、復旧活動支援については組織数が11組織、対象面積が634haの見込みとなっています。

県内農振農用地の内52%をカバーする見込みです。

続きまして支援交付額ですけれども、農地維持支払は事業費ベースで約14億2千9百万円、資源向上支払は約8億4千2百万円、復旧活動支援は2千5百万円、合計で約22億9千6百万円で実施する見込みです。

(3)の活動状況について説明いたします。

①の支援研修会の実施として、市町村担当者会議を5回開催しております。

活動組織支援研修会を県内6会場で7月から8月に開催し、各活動の事務手続き等について説明いたしており、1,540名ほどの参加がありました。

法制化に伴う多面的機能支払に関する対象組織説明会を3月に開催の予定となっております。

②の指導及び支援体制の強化として、地域協議会事務局会議を8回開催する見込みでございます。

活動組織を対象とした中間指導を、平成26年10月から平成27年1月にかけて実施しました。

また、東北農政局の実施する復旧活動現地調査を平成25年度に実施した96組織の中から10組織で調査を実施しております。

更に東北農政局が行う活動組織抽出検査を平成26年度実施中の784組織の中から24組織で2月に調査を実施の予定です。

③の県民への理解促進として、県地域協議会の広報誌「ぐるみ」を協議会ホームページにアップし情報発信をしております。

広報誌には、地域協議会主催の各種会議や研修会の開催状況、また活動組織の取組事例等も紹介しています。

更に事業PR用パンフレットの配布、大学生を対象とした現地研修会も行っております。

次の③となっておりますは④の間違いです。

④の宮城県農村振興施策検討委員会を5月27日、10月29日と本日の2月4日の3回を行っております。

⑤のその他として、豊かな村づくり全国表彰で柴田町の上川名地区が東北農政局長賞を受賞しま

した。

これに関しては資料の5ページ目に概要を載せております。

こちらの地区は、平成19年度から農地・水・環境保全向上対策の取り組みの開始を始め、地域資源を活用した都市との交流の取組を行い、地域づくりを進めているということが表彰となったものです。

3ページ目をお開き下さい。

平成27年度活動計画について説明します。

(1)の取組面積は、市町村の要望量調査を基に計画しており、33市町村で1,096組織、協定面積で7万5千haの取組要望となっております。

県内農振農用地の63%をカバーする見込みです。

新規取組市町村は、4市町となっております。

平成26年度に比べ組織数で312組織、面積で1万3千haが増える見込みとなっております。

(2)の平成27年度事業推進にあたっての留意点ということで、法律に基づく事業として実施することになっていまして、資料1で説明したとおり、国が基本指針の作成、県が基本方針の作成、市町村が促進計画の作成、活動組織が事業計画の作成を行います。

交付金の交付の流れが変わりまして、平成26年度までは、国、県、市町村それぞれから、地域協議会に交付し、地域協議会が活動組織に交付していました。

平成27年度からは国から国費分を県に交付し、県は国費と県費を合わせて市町村に交付、さらに市町村は国費と県費と市町村費を合わせて活動組織に交付することになります。

県協議会の位置付けですが、現行の県協議会については、基本方針で推進組織として位置付けることにより、継続が可能となりました。

県協議会への推進交付金の流れについても変更になります。

これまでは、国から直接県協議会へ交付されていましたが、平成27年度からは国から県へ一旦交付され、さらに県から県協議会に交付される流れになります。

県協議会の役割ですが、これまで行っていた業務のうち、申請・交付手続き事務を除く事業の推進に係る業務を実施します。

平成27年度の具体的な計画については、現在整理中ですので、平成27年度の第1回施策検討委員会で提示させていただきます。

4ページ目ですが、平成23年度に活動を中止した組織の再開状況についてです。

東日本大震災により、15組織が中止しておりましたが、平成26年度までに9組織が再開しており、平成27年度には、さらに2組織が再開の予定となっております。

残りの4組織については平成28年以降の再開の予定となっております。

資料の6ページ目をお開き下さい。

こちらは県協議会で作成した広報誌の「ぐるみ」で、6ページから17ページまでに添付していますが、このような形で関係機関及び活動組織に情報提供しております。

資料の18ページをお開き下さい。

平成26年度多面的支払交付金実施状況アンケート調査を、今年実施している784組織に対してアンケート調査を実施しております。

内558組織から回答がありました。

問1として、農地維持支払の活動について質問させていただいております。

(1)の組織では、農地維持支払の活動は農業者のみで実施していますかという問いに対して、農業者のみで実施しているというのが24%、農業者以外の方も含めて実施しているというのが76%となっております。

(2)の農地維持支払について、農振農用地以外でも補助対象とすることができる場合がありますが、貴組織では農振農用地以外の農用地も補助対象としていますかという問いに対して、補助対象としているというのが23%。補助対象としていないというのが51%。農振農用地以外はないというのが26%となっております。

(3)の上記(2)の回答で補助対象としていない組織に対して、今後も継続して農地維持活動を実施していくためには、農振農用地以外の農用地も補助対象とする必要がありますかという問いに対しては、必要があるというのが48%、必要がないというのが31%、わからないというのが21%となっております。

(4)の農地、農業用施設の適切な保安全管理に役立ちましたかという問いに対しては、大いに役立ったが57%、役立ったというものが41%、あまり役立たなかったというのが0%、どちらとも言えないというのが2%ということで、ほとんど組織で役立ったという回答になっております。

(5)の遊休農地の発生防止に、本交付金がどの程度役立っていますかという問いに対しては、大いに役立ったが18%、役立ったが47%、あまり役立たなかったが14%、どちらとも言えないが21%となっております。

19ページ目をお開き下さい。

(6)の地域資源の適切な保安全管理のための推進活動(農業者による検討会、地域住民等との意見交換会、農業者・地域住民等への意向調査など)ですけれども、これからの保安全管理に役立つと思いますかという問いに対しては、大いに役立つが28%、役立つが59%、あまり役立たないが5%、どちらとも言えないが8%となっております。

(7)の地域資源の適切な保安全管理のための推進活動を行った際の資料、議事録、調査結果等を作成していますかという問いに対しては、作成しているというのが49%、作成していないというのが51%となっております。

問2の資源向上支払(共同活動)の「施設の軽微な補修」について、質問させていただいております。こちらは共同活動を実施している組織のみを対象としています。

(1)の農地、農業用施設の補修に役立ちましたかという問いに対しては、大いに役立ったが45%、役立ったが48%、あまり役立たなかったというのが3%、どちらとも言えないというのが4%ということで、ほとんどの組織が役立ったという回答結果になっております。

(2) の農業用施設の補修を行う場合、施設の財産管理者等と協議して取り組んでいますかという問いに対しては、協議して取り組んでいるが67%、今後、協議して取り組むというところが33%となっています。

(3) の施設の補修を行う場合、技術的な指導等を受けていますかに対しては、42%が受けている、指導を受けていないでやっているところが58%となっています。

指導を受けていると回答した組織の内、どの団体から指導を受けていますかという問いに対しては、市町村が29%、土地改良区が49%、施工業者が22%となっております。

問3、資源向上支払の「農村環境保全活動」について質問しております。

(1) の広報活動を今年度実施していますかという問いに対しては、広報誌を発行したというところが38%、広報誌の発行を今後予定しているというところが33%で、合わせて71%となっており、実施していないというところが29%となっています。

(2) の地域住民等との交流活動、学校教育、行政機関等との連携を今年度実施していますかという問いに対しては、実施しているというものが58%、実施を検討しているのが22%、実施を検討してないというところが20%となっています。

問4の農業用施設の資源向上支払の施設の長寿命化や復旧活動の取組については、実施している対象組織のみに質問をさせていただいております。

(1) の工事は地域のみなさんで直営施工ですか、それとも業者へ委託施工ですかという問いに対しては、直営施工というところが43%、業者へ委託施工しているところが29%、どちらも実施しているというところが28%となっております。

施工箇所の設計や工事の際に、技術的な指導等を受けていますかという問いに対しては、指導を受けているというものが54%、受けていないというところが46%となっています。

指導を受けていると答えた組織の内、どの団体から指導を受けていますかという問いに対しては、市町村が19%、土地改良区が45%、施工業者が33%、設計コンサルタントが3%となっております。

(4) の対象組織の補修・更新を行う場合、施設の財産管理者、底地所有者と協議して取り組んでいますかという問いに対しては、協議して取り組んでいるというものが77%、今後、協議して取り組むというところが23%となっております。

次に21ページ目ですけれども、更新を行った施設については、財産管理台帳を作成し、市町村等に譲渡するよう指導していますが、台帳を作成し、財産譲渡していますかという問いに対しては、台帳を作成し、財産譲渡しているというものが13%、台帳は作成しているというものが33%、該当なしというものが54%となっています。

問5のその他として、(1)の今後、集落営農又は担い手を育成するために、多面的機能支払の取組が必要だと思いますかという問いに対しては、必要だと思うというものが87%、必要だと思わないというものが2%、わからないというものが11%となっています。

(2) の組織内での、リーダー育成に取り組んでいる事、意識している事があればご記入ください

いという問いは、現在整理中ですので、省略させていただきます。

(3) の交付金で購入した器具・備品については、備品台帳を作成していますかという問いに対しては、作成しているというのが45%、作成していないというのが8%、該当する備品がないというのが47%となっています。

(4) の今年度交付された農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の額を、どのように考えていますかという問いに対して、多すぎて使いきれないというのが4%、やや多すぎるというのが15%、適当であるというのが59%、やや少ないというのが17%、少なすぎて取り組みたい活動ができないというところが5%となっております。

(5) では、上記の内、(4) の多すぎて使いきれないと回答した組織について、どのような対応を考えていますかということですが、使いきれない分は返還するというのが39%、使いきれない分は繰越するというのが53%、次年度以降の交付金を適正な額に減額したいというのが8%となっております。

(6) の交付金の額がやや少ないと答えた方は、どのような対応を考えていますかという事ですが、次年度以降の交付金額を適正な額に増額したいというのが44%、次年度以降も今年度と同様に活動するというのが56%となっております。

(7) の組織の事務の一部を委託契約していますかという問いに対しては、委託契約しているというのが7%、委託契約していないというのが93%となっています。

(8) の委託していると答えた組織の内、どこに委託していますかという問いに対しては、土地改良区が100%となっております。

(9) の事務の委託をしていないという組織で、今後、事務の委託をしたいと考えていますかという問いに対しては、委託契約を検討しているというのが6%、委託先がないというところが10%、今後も組織で事務を行うというところが84%となっております。

(10) の平成24年度からの継続組織で、活動期間を平成28年度までと設定した組織の方に質問しております、多面的機能支払の取組を平成29年度以降、どのように考えていますかという問いに対して、継続して実施するというところが61%、資源向上支払の分は取り止めるというところが3%。多面的機能支払を取り止めるというところが1%。現時点ではわからないというところが35%となっております。

活動組織のアンケート調査については以上です。

これで資料2の多面的機能支払に関する説明を終わります。

議長 (高橋副委員長): 只今事務局から『多面的機能支払い』について、平成26年度の実績見込み、それから来年度の活動計画の説明がありましたが、これにつきまして、ご質問、ご意見等がありましたらお願いします。

田村委員: 詳細なご報告ありがとうございました、2点教えて下さい。

21 ページの中段、下辺りの（４）の交付金の額についての意見です。

交付金がやや多すぎるといような事が書かれているのですけれども、どうしてこういうことが起きるのかという理由について。

2つ目が22 ページの問いの（10）ですが、②と③の取り止めるという意向を持っているところが合計で13ありますけれども、その理由がもしわかれば、教えていただきたいと思いません。

議長（高橋副委員長）：それでは事務局お願いいたします。

事務局（大場技術補佐）：県では、交付金単価を各組織で適正な額にしていきたいという指導をしてきており、地方裁量ということで、交付単価の半分まで下げても構いませんということで進めていました。

その中でも、基本単価で進めますという方針の市町村の方で、このような傾向が少しあるようでございます。

そこでは、実際、活動を取り組んでみて多すぎると感じたのだと思います。

2点目ですが、2期対策から始まっているところについては、活動を5年間行う協定となっており、多面的機能支払に移行する際であっても、残期間も必ず農地維持支払と資源向上支払を行わなければならないということになっています。

多面的機能支払に移行する時点では、まだ2年しか取り組んでおらず、残りの3年も必ず取り組むという条件で移行した経緯があります。

多面的機能支払に移行する際に既に取り止めたい、或いは農地維持支払のみで良いという声があり、それで実際に多面的機能支払に移行してみて、どうなのかということでアンケートをやってみました。まだそのように考えている組織もあるという事だと思いません。

なお、県ではその際も農地維持支払のみでも継続して取り組んでいただき、農振農用地のカバー率を確保したいと考えています。

議長（高橋副委員長）：よろしいでしょうか、他にございませんか。お願いします。

長田委員：田村先生から比べると、とっても小さな質問ですが、問3のところの広報活動を今年度実施していますかというところの回答のところですが、この④の実施していないというのは、広報誌の発行を今後予定しているということと被るのではないかと思うんです。

実施していないというのは、実施する予定がないという表現のほうが良いのかなと思いません。

事務局（大場技術補佐）：設問が5つから選ぶ格好になっていますので、予定がないというところが実施していないと選んだと思いません。

長田委員：被りますよね。

事務局（大場技術補佐）：おっしゃる通りです。

議長（高橋副委員長）：よろしいですか、ではお願いします。

沼倉委員：質問です、問5の（5）の質問ですが、この交付金というのは、使いきれない分は返還すると、それから繰越するとあるのですが、これはどちらでも良いということになるのですか。

事務局（大場技術補佐）：基本的には使いきれない分は返還するというのが基ですが、この制度の
では、繰越、来年からは持越という表現に変わりますが。

持越、内部留保と言いますか、その分を来年度の予算でも使っても良いと認められている制度です。

但し、あくまでも必要な経費ということになりますので、必要でない分は当然返還してもらおうというのが基本でございます。

議長（高橋副委員長）：よろしいでしょうか、他にございませんか。相原委員さん。

相原委員：問2の（3）と、問4の（2）、それぞれ技術的な指導を受けていますかという質問がありますが、これは指導を受けてなくても大丈夫とお考えになっているんですか。

それともやっぱり技術的な指導を、何なりか受けてやったほうが良いと考えていらっしゃるのでしょうか。

事務局（大場技術補佐）：組織の中には、そういった技術を持った方も構成員にいる場合があります。
です。

そういった組織では特に指導を受けなくてもやれるというケースもありますし、あとは過去に指導を受けてきていけば、何回もやっていますので、あえて指導を受けなくても自分達が技術を習得してきており、指導を受けなくてもやれるということになったということも考えられます。

議長（高橋副委員長）：よろしいでしょうか、では文屋委員さん。

文屋専門委員：同じ質問の中の間2の資源向上支払の「施設の軽微な補修」というところのアンケートです。

田村委員からも質問がありました問5の（4）で、多過ぎて使いきれない交付金についてと、問2の（1）ので、大いに役立つというのが45%で、これは頷けるんですが、その下の③と④、ど

ちらとも言えないとか、あまり役立たないと、回答されていることに関しまして、相反しているのではと感じまして、どういうことでこのような回答が出てくるのかなと思います。

例えば交付金が使いきれないという回答がありますが、使いきれない程の交付金が支給されてくるというのは非常にうらやましいのと同時に、あまり役立っていないという回答が出てくるということは、どのような背景があるのかなと思いますので、分かれば教えていただきたいと思います。

事務局（大場技術補佐）：今のお話の中で使いきれないというお話だけしていますが、実は足りないという回答している所も同じくらいあります。

どちらかと言うと、足りないという回答した組織でそのような回答をしたと思います。

文屋専門委員：内容的にはわかりませんか。

事務局（大場技術補佐）：これ以上の詳細な質問はしていないので、これ以上は把握しきれていません。

文屋専門委員：わかりました。

議長（高橋副委員長）：今の質問では交付金が足りないということだったから、施設補修をしたかったのだけれど。十分に出来なかった、という意味ですね。

事務局（大場技術補佐）：そういう事も考えられると思いますが、これ以上の質問はしていないので詳しくは分かりません。

議長（高橋副委員長）：はい、鈴木専門委員さん。

鈴木専門委員：3ページ目の多面的機能支払の平成27年度で、未取組がありまして、利府町と女川町だけが未取組となっているのですが、これはどのような事でしょうか。

議長（高橋副委員長）：利府町と女川町がまだということの理由ということですが、事務局どうぞ。

事務局（大場技術補佐）：取り組まないというのは、利府町と女川町ですが、まず女川町については、農地自体がほとんど無いんです。そのため、町としては取り組まないということを最初から表明しておりました。

利府町については、1期で1組織だけやっていたのですが、そちらについては開発等がありまして、やらないと決めたようでございます。

議長（高橋副委員長）：よろしいでしょうか、その他にご質問等がございましたらお願いします。
三村委員お願いします。

三村委員：三村でございます。

18ページの問1の（2）と（3）のところを教えてくださいたいのですが、農振農用地以外の農地で、現在補助対象としていなくて、（3）で「必要ありません」というところですが、ここは結構パーセンテージが大きいと思うんです。

（2）の方で「補助対象にしていません」というのが半分位あって、その内、（3）で「補助対象とする必要あります」というのが48%ありますが、逆にそうすると「補助対象としていなくて、かつ、この先も必要ありません」とおっしゃる地域は結構あるように思うのですが、これの理由はどういうことなのかなというものが1点です。

それから、先程もどなたかご質問されたかもしれませんが、同じ18ページの（5）のところですね。

遊休農地の発生防止に交付金が役立っていますか、いせんかというところで、「どちらとも言えない」というのと、「あまり役立たなかった」が合わせて3分の1位ある理由をわかれば、教えてくださいたいと思います。

議長（高橋副委員長）：お願いします。

事務局（大場技術補佐）：遊休農地に関する回答について、「役立たない」と回答した所が確かに少しあるのですが、これは少し認識不足なのかなという気がします。

基本的にはこの事業をやっている以上は効果があると私は思っていますが。

三村委員：その為の施策ですよ。

事務局（大場技術補佐）：その辺を詳しく把握していないので、そう回答をした組織はわかるので、どういう事なのか後で確認したいと思います。

それから、農振農用地以外の農地につきましては、市町村によって差異があります。

農振農用地以外の農地についても、積極的に取り組みますという市町村は積極的に補助対象として取り組んでいます。

ただし、農振農用地以外の農地についても、単純にやれるというものではなくて、あくまでも農振農用地と一体的にやる理由がある場合にはやれるということになりますので、一体的に取り組む必要はないと考えている組織があるのかもしれませんが。

三村委員：ありがとうございます。

議長（高橋副委員長）：他にございませんか。長田委員お願いします。

長田委員：「豊かなむらづくり全国表彰事業」で、東北農政局長賞を受賞していますが、それからもうひとつ、「みやぎのふるさと農美里フォトコンテスト」、この2つについてアピールというか、どういうところで発表しているのでしょうか。

これは毎回どなたからか意見が出るのですが、広報活動が少し足りないんじゃないかという意見です。

毎回毎回、意見が出るのですが、県庁ロビーあたりで展示しても仕方がないと思うので、もう少し地元のテレビ放送の「てれまさむね」とか、そういうところにきちんと売りこんで発表してもらったほうがいいのではないかなと思います。

現在、広報活動はどのようになさっていますか。

事務局（大場技術補佐）：「豊かなむらづくり全国表彰」は、宮城県が推薦するという制度でございまして、正直言いまして申し込みしてくれるところが少ないということがございます。

私達から見て、このような組織、集落が良いんじゃないかということで、申し込みしてみてもはどうですかと投げかけて、それでようやく申請してもらっているというのが実態でございます。

ただし、このような表彰制度をグリーンツーリズムの研修会とか、そういったところで一応紹介はしているんですが話が上がってきていないということで、こういう状況にはなっています。

長田委員：もう少しPRの方が足りないのでは。

事務局（大場技術補佐）：私も申請が上がってくるようにするためのはどうしたらよいか、考えているんですが。

長田委員：PRが下手なんですね。

事務局（大場技術補佐）：下手なんでしょうね。おっしゃる通りでございます。

「農美里フォトコンテスト」につきましては、共催という形で、土地連と中山間地域等活性化協議会、それから県の共催という形でやらせていただきまして、事務局は土地連の方でやられています。

土地連でもPRしていますし、県のほうでも機会あるごとにはPRはしていますが。

長田委員：どういうところで。

事務局（大場技術補佐）：いろいろな活動，例えば後で集落支援の説明とかありますが，そういった際の参加の方々にも資料を配布して，こういうのがありますよと説明しています。

その他のいろいろな研修会でも，こういうのがありますよと，県関係の内輪の会議とかでPRしています。

あとは当然，県のホームページでも一応はオープンにしていますが。

高橋専門委員：異議があります。

議長（高橋副委員長）：高橋専門委員。

高橋専門委員：広報広聴という話しですが，そのフォトコンテストの経過は，そもそも中山間のある特定の地域の写真というのが最初で，これは土地連単独でやってきたわけですが，今，お話のように，なかなか関心が少ないということから，高校生とか中学校とか，広く子供達にも目を向けるということで，農村全体の写真を対象にしましょうということで，変化してきた訳です。

それからこれまでは土地連の中だけやっていたのを，知事賞というのを昨年新しく作り，しかも5万円というのは破格のものなんです。

他県に比べると，非常に大きなお金です。

そういったことで，学校の学生も大分参加する意欲が出てきていますし，関連の市町村，あるいは一般の方々の応募も増えてきている訳です。

そういうことですから，県ではそういう下手かもしれませんが，ホームページに載せて，常にリンクを貼って，他の県，全国的なネットワークにも繋げているということも事実ですので，いたずらに下手ということではなく，確実に増えてきているというのが実態でありますので，訂正していただきたいと思います。

事務局（大場技術補佐）：ご指摘がありましたので訂正いたします。

議長（高橋副委員長）：このフォトコンテストの結果というのはもう出ているんですか。

12月31日まで募集とありますが。

事務局（大場技術補佐）：昨日，審査会がありました。

発表の表彰式はしなくて，受賞者に直接送付するという形になりますので，あとは何らかの機会で紹介するという形です。

長田委員：その紹介する方法の問題ですよね。

紹介するという文言は良いのですが、具体的にどういう所にとというのが重要だと思います。

議長（高橋副委員長）：その計画があれば、説明して下さい。

事務局（高橋主事）：では少し補足説明させていただきます。

フォトコンテストですが、昨日、審査会を実施しまして、最終的に応募作品の総数が118点ということでした。

その中から入選から知事賞まで12点選定させていただいたというところです。

それから広報の手法と言うことですが、県が関係しているものとしては、まず1つは県のホームページ上で発信しているということ、土地連さんのホームページのほうにもリンクは貼らせていただいているという形になります。

それから、県の広報課でフェイスブックを持っておりますので、そちらの方にもこのフォトコンテストの募集チラシを添付するような形で、こういったコンテストを開催していますよというようなことで、情報発信をしておりました。

それから今年度、平成26年の8月1日から作品募集ということで、コンテストを開催しておりましたので、8月の仙台七夕祭りの際にも、県と土地連さんと合同のブースの方で、募集チラシを配布させていただいております。

ただ先程ご指摘がありました通り、情報発信としてそれで十分かと言われると、なかなか十分とは言えない部分があるのかなと感じています。

この辺りはまた後程、中山間の農村活性化事業と、それから集落支援事業のほうとも若干絡んできますので、この場での説明は以上とさせていただきたいと思います。

議長（高橋副委員長）：相原委員、お願いします。

相原委員：ここの4階に県政記者室というのがあって、各社の新聞、テレビの記者がごろごろしておりますから、そこへ資料を持って行って、取材をお願いしますと言えば、時間を見て興味を持った社は取材して記事にするなり、テレビで放映するなりしますので、どうぞ広報課と相談なさっていただきたいと思います。

ただで使えるものは使った方が良くと思いますが。

事務局（大場技術補佐）：情報ありがとうございました。

議長（高橋副委員長）：情報発信についてどうぞよろしくお願い致します。

まだまだ話しは尽きないかもしれませんが、時間の関係もありますので、この件につきましては以上でよろしいでしょうか。

それでは議事の3番目に移らせていただきます。『中山間地域等直接支払交付金事業について』説明をお願いいたします。

事務局（高橋主事）：それでは続きまして『中山間地域等直接支払交付金事業について』の説明をさせていただきます。

担当の農村振興課の高橋と申します、よろしくをお願いいたします。

まず資料の1ページ目になりますが、(1)の平成26年度の事業実績見込みについて説明をさせていただきます。

平成26年度は県内13市町で面積が約2,100ha、協定組織数で言うと232の組織が事業を実施しております、事業費全体の事業費としておよそ2億9,500万円を取り組みを行っております。

続きまして(2)の活動状況の方の説明に移りますが、11月12日に大和町のまほろばホールを会場としまして、協定参加者などを対象とした研修会を開催しております。

ここでは基調講演として、中山間地域等の活性化の手法をテーマとした講演をいただきまして、更に県内外の中山間直接支払の組織の活動事例を紹介するというような形で研修会を実施しました。

続いて資料2ページ目のほうに移動していただきまして、②担当者会議の開催というところですが、今年度は平成26年9月9日に市町村と県の地方振興事務所の担当者を参集しまして、担当者会議を開催しております。

また来週の2月10日ですけれども、日本型直接支払の三事業、多面的機能支払、それから中山間直接支払、そしてもうひとつ環境保全型農業直接支払の合同としまして、担当者会議、第2回目を開催する予定としております。

それから③の抽出検査ですが、この抽出検査というものは、県の各地方振興事務所が主体となりまして、市町村で実施する書類調査というものになります。

実際に活動している行政組織の書類調査を実施するというものでして、今年度は2月末までに、県内13市町の内、8市町で検査を実施予定となっております。

必要に応じて農村振興課からも、担当者が同席して検査を実施しているというような状況となっております。

それから④の農村振興施策検討委員会に関しましては、平成26年5月に第1回の委員会、それから10月に現地調査という形で第2回目の委員会、そして本日第3回目の委員会の開催ということになっております。

それから、⑤のその他です。

第3期対策取り組み事例集の作成ですが、今年度、本事業は第3期対策の5年間の最終年度となっておりますことから、事業を実施しております各市町村に依頼しまして、協定組織の活動事例というものを収集しております。

県内全部で232の協定が活動しておりますが、その内200協定以上の活動事例が集まっております。

すので、これらを早期に事例集として纏めて、公開するとか、あるいは4期対策移行取り組みを行う組織に配布するなど、そういった形で活用したいと考えております。

続きまして、平成27年度の活動計画というものが3ページ目でございますが、こちらの説明に先立ちまして、国の平成27年度当初予算の概算決定に伴って、第4期対策の内容について、ある程度の情報が得られておりますので、そちらを先に簡単に説明させていただきます。

資料のほうですが、資料1に戻っていただきまして、資料1の5ページ目、カラー版で中山間地域等直接支払制度の概要というものがございますので、こちらをご覧ください。

本事業は、平成27年度から新たな5年間の対策期間となり、第4期対策がスタートすることになりますが、それに伴いまして、事業制度が若干、変更が予定されておりますので、その内容をこの資料に沿うような形で、簡単に説明させていただきます。

まず、平成27年度予算の概要決定額は290億円となっております、前年度に比べて若干の増額となっております。

対象地域、それから対象者、主な交付単価などに変更はありませんが、集落の維持、あるいは機能強化といった観点から制度が拡充されるというような状況になっております。

具体的には、真ん中に記載がありますが、集落協定に基づく活動というところのうち、体制整備のための前向きな取り組みの内容がこれまでと若干変更されております。

個々の取り組みの詳細な説明については省略いたしますが、協定への女性や若者の参画、人・農地プランの活用といった内容が新たに追加されております。

また、加算措置として資料にある集落連携・機能維持加算と超急傾斜農地保全管理加算の2つが用意されておまして、集落間の連携による活動体制の構築や、傾斜の大きい農用地に向けた取り組みを後押しするという内容になっております。

もう少し詳細に説明させていただきますと、集落連携・機能維持加算については、これまでの協定集落複数が第4期対策で新たな広域の協定として締結しまして、その上で人材確保などに取り組むというような場合に加算措置が受けられるという内容になっております。

それから超急傾斜農地保全管理加算に関しましては、傾斜が田んぼで1/10以上、それから畑で20度以上という傾斜の大きな農用地で、その保全や有効活用に取り組む協定に対して加算を行うという内容になっております。

その他、新規対策の初年度に伴って新たな農用地の追加を行うために測量費が多くかかる、あるいは地元への事業説明の業務が見込まれるというような事で、県と市町村の事務費にあたります推進交付金も増額というような形になっております。

続きまして資料3の3ページの方にお戻り下さい。

資料の3ページは中山間地域等直接支払事業の平成27年度の活動計画についての内容になります。

はじめに、平成27年度の事業要望量ですが、昨年の秋に事業実施可能地域を抱えております市町村を対象に本事業を説明し、それから要望量調査を行った結果、平成27年度は、組織数で26

7 組織、取組面積では約 2, 3 0 0 ha で事業実施の要望が上がっております。

なお、事業実施市町につきましては、今年度からの継続が 13 市町となっており、新規に取り組む市町村は今のところはなしというような形となっております。

それから、3 期対策から 4 期対策に移行の際の主な変更内容としましては、協定数の増加が見込まれる市町、それから協定面積の増加が見込まれる市町、加算措置への新規取組、あるいは交付単価の変更というような内容となっております。

その他、来年度から本事業が「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づいて実施されることから、国、県、市町村、活動組織がそれぞれ計画を策定することとなっております。

県の基本方針は現在策定中ですが、市町村の促進計画の策定については、今後、市町村の担当者会議等の場で、指導・助言をしていきたいと考えております。

平成 2 7 年度の具体的な活動計画につきましては、平成 2 7 年度第 1 回目の農村振興施策検討委員会の場で提示させていただきたいと考えております。

簡単ではありますが、中山間地域等直接支払事業に関する説明は以上となります。

議長（高橋副委員長）：ただいま中山間地域等直接支払に係る平成 2 6 年度実績、それから平成 2 7 年度の計画について説明がありました。

これにつきまして、ご意見、質問等がありましたらお願いします。

はい、高橋専門委員。

高橋専門委員：いくつか質問したいのですが、まず昨年度でしたか、宮城県では農地維持支払、いわゆる多面的機能支払、昔で言う農地・水と中山間地域等直接支払の制度とのオーバーラップはしていないということでしたが、今度はそれを開放しますと言った場合に、その中山間地域というのは、特に高齢者が多い地域だろうと私は認識しているのですが、そのような中で、2 つの制度を取り組もうとしている集落協定というのが、あるのかなのかというのが 1 点目です。

それから今お話した通り、高齢化が進んでいるこの中山間地域で、特に協定面積を増加する、あるいは加算措置への新規取組をするという、前向きな協定があるように書かれていますが、全体の協定数から見た場合、そういった傾向が多いのか少ないのか、そういうところを分析した結果どうなのか、本当にやれるのかどうなのかが少し疑問なので、教えていただければと思います。

議長（高橋副委員長）：事務局お願いします。

事務局（高橋主事）：只今の質問の 1 つ目ですが、現行の多面的機能支払と中山間地域等直接支払の重複要望があるのかという質問でしたが、要望量調査の結果という前提条件付きではありますが、幾つか重複して取り組みたいという組織があります。

要望量調査を取る際に、重複も可とした場合の前提条件で要望量を出して下さいという条件付き

で調査をしております、重複が出来るのならば、中山間地域等直接支払の方にも新たに組みたいという組織があります。

組織数で言えば、二桁に届かない程度ですが、あるというような状況です。

それから2つ目、協定面積の増加、それから加算の増加等の前向きな要望が出ている事に対しての全体の傾向として、実際にどこまで実施が見込まれるかということですが、昨年秋の時点では、まだ制度は固まっていないというような状況でしたので、こちらから各市町村に、要望量調査を依頼させて頂いた際には、国の説明をそのままこちらでも申し上げたような形にはなりますが、かなり加算措置等に対しても、ハードルは低く設定したいと国では言うておまして、県としても、ハードルは低いものとして提出してくださいと依頼しております。

実際の制度設計と比べると、若干甘い要件で要望量を取ったという可能性は考えられるところでは。

それから協定面積の増加につきましては、昨年度、過疎法の改定になったことに伴いまして、気仙沼市と南三陸町の全域が過疎地域に指定されておまして、それに伴って気仙沼市では、これまで過疎法の指定を受けていなかったの、傾斜要件などは満たしていたけれども、取り組みが出来なかったという地域から幾つか、新規に組みたいというような要望が上がっております。

数字の精度としては、昨年秋の時点ということでしたので、低いということは十分に考えられますが、全体の傾向として若干、面積あるいは金額が増となるのではないかと考えているところでは。

それから超急傾斜農地の保全管理加算につきましても、要望としては正確な数字は持っていないのですが、傾斜を満たす農用地を持っている市町村から要望は上げられております。

ただこちらでも同じようにかなり甘い前提条件のもとで要望量を取ったものですので、実際に取り組むためにはどういった取り組みを行う必要があるのか、未だ不確定な部分がありまして、そのため各市町村、あるいは地元を確認したところ、厳しい要件が求められるのであれば、実際には取り組めないというような事になるという可能性は十分に考えられると思っております。

議長（高橋副委員長）：よろしいですか。

高橋専門委員：関連でよろしいですか、前にも中山間地域を、我々も現地を見させていただいた訳ですけれども。

例えば七ヶ宿の干蒲に至っては、平均年齢が80を超えるような、そういう元気なおじいさん方が一生懸命やっている。

はっきり言えば、ぎりぎりのところで農地を守っているという実態がある中で、1/10という超急傾斜、つまり10mいって1m上がるようなところで農業生産活動を維持する為の諸活動、具体的には草刈りだとか、その辺の周辺の清掃をやれといっても、おぼつかない体でやるということに対して、本当に大丈夫なのかなという心配があるんですよ。

中山間地域では、他の地域との集落協定との連携にも、前向きにはなれない。

自分のところを守るのが精一杯というのが宮城ならず、全国的な中山間地域の実態なので、国の方でハードルを高くするのではなくて、ハードルを下げ広く取り組めるようにするという制度転換の方へ、我々としては、制度要求をしていきたいなと思っているのですが、その辺の実態、そういうものをもう少し地元の方々とお話しをしながら、変わり身がどうも危惧されるので、制度の修正を要望していくというような行政の在り方というものに期待したいと思います。

そうすると今、平成27年度の予算の話だから、実際の協定は後で、来年度になったら、我々の手元に出てくるということで良いんですね。

1点目は要望になりますけれども、そういうことでお願いしたいということで終わります。

議長（高橋副委員長）：要望ということですのでよろしいですか、他にございませんか。

事務局（大場技術補佐）：今の関係で、中山間地域等直接支払の概要対策事業計画の申請が、今回8月末までの申請ということになりますので、それで次回の開催は多分、平成27年度の第1回目の検討委員会は特認地域の承認のため5月頃に予定していますので、次回の委員会までには確定した集計は出来ないと思います。

その後の委員会に報告する形になるのかなと思います。

ただし、これ位は上がってくるという見込みは、多分立てられると思いますが、正しい数字は次回の委員会までには出せないかもしれませんので、その辺、ご了承をいただきたいと思います。

議長（高橋副委員長）：ありがとうございました。それではこの中山間地域等直接支払の交付金事業につきましては終わらせていただきまして、4番目の『中山間地域等農村活性化事業について』に移りたいと思います。それでは、事務局から説明お願いいたします。

事務局（高橋主事）：それでは引き続き『中山間地域等農村活性化事業について』説明させていただきます。

他に集落支援事業というものも中山間地域等農村活性化事業の予算を使って行っておりますけれども、集落支援の方についてはまた別に説明させていただきます。

本事業は、造成した基金の運用益を活用した事業として実施されているという内容になります。

基金の運用状況につきましては、資料の方に掲載させていただいている通りとなっております。今年度の運用益としては約660万円を見込んでおります。

主な取り組みとしまして、5つ上げさせていただいておりますが、1つ目が県内のふるさと水と土指導員・保全隊に対する補助となっております。

今年度は県内12の指導員、それから保全隊に対して補助金を交付しております。

2ページ目の活動地域図の方が、今年度の補助対象の団体あるいは指導員を地図におとしたもの

になっております。

それから2つ目は、本事業を活用した委託事業で、住民活動支援業務というものを実施しております。

今年度は、塩竈市の寒風沢島において、農地復旧事業を実施したあとの農地活用方法等について検討するワークショップを実施しております。

事業実施主体は仙台地方振興事務所という形で進めております。

それから3点目、みやぎふるさと農美里フォトコンテストの開催でありまして、県と宮城県中山間地域活性化推進協議会、それから宮城県土地改良事業団体連合会の共同主催という形で「みやぎの農村の美しい景観・伝統行事・暮らしを再発見」というテーマでフォトコンテストを開催しております。

資料の方では1月16日時点の応募総数が101点と掲載しておりますが、最終的には118点の応募がありまして、ちょうど昨日、審査会を開催しまして、各賞が決定したところです。

本コンテストの受賞作品ですけれども、先程も簡単にご説明しましたように、仙台七夕祭りの際の展示、あるいは県庁ロビーでの展示等を予定しておりますが、多面的機能支払、中山間直接支払の研修会等の場などでも展示等を行っております。

それから4つ目、農山漁村と企業等の協働に関する意見交換会への参加ということで書かせていただいておりますが、本事業の予算を活用して実施しております集落支援事業、あるいは(2)で説明をさせていただいた、寒風沢島でのワークショップなどの参考とすることを目的としまして、農村振興課、それから仙台地方振興事務所の担当者が農山漁村と企業等の協働活動の推進に取り組む都道府県担当者との意見交換会に参加しております。

それから、(5)のふるさと水と土指導員・保全隊研修会ということで、来週の金曜日の2月13日に、県内のふるさと水と土指導員、それから今年度補助を受けております、ふるさと水と土保全隊等を対象とした研修会を開催予定としております。

続きまして資料3ページの方にお進み下さい。

平成27年度の活動計画について簡単に説明させていただきます。

来年度の基金運用益は、およそ650万円を見込んでおります。

長期で運用しております地方債が満期を迎えるということで、今年度よりも若干、運用益が減少となる見込みです。

来年度の主な取り組み見込みとしましては、今年度と同様に、ふるさと水と土指導員、それから保全隊に対する補助、そして引き続き、塩竈市寒風沢島における住民活動支援業務の実施、それから、みやぎのふるさと農美里フォトコンテストの開催、そして、ふるさと水と土指導員・保全隊の県内研修会の開催を予定しております。

そして4ページ目ですけれども、平成27年度に活動予定のふるさと水と土指導員・保全隊の活動について添付しております。

今年度と比べますと1組織増となっております、大崎市古川で、大江川ふるさと・水と土保全

隊という団体が、活動再開予定となっており、この為、平成27年度の補助対象指導員・保全隊数は全部で13となる見込みです。

簡単ではありますが、『中山間地域等農村活性化事業』についての説明を終わらせていただきます。

議長（高橋副委員長）：ただいま『中山間地域等農村活性化事業』、いわゆる『ふる水基金事業』のご説明をいただきました。

ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします、よろしいですか。

それでは鈴木専門委員、お願いします。

鈴木専門委員：先週の土曜日にプライベートで岩出山の方に遊びに行ってお来たんですが、内川については前回見させていただいて、きれいになっていて、残念ながら今回は見ることは出来なかったのですが。

近くの酒屋さんなどに寄ってみましたら、有備館が未だ復旧していないということもあるので、人が来てないと言っていました。

他から観光客が入って来てなくて、売り上げは全然伸びていないということで、折角きれいな遊歩道とかも作っているのに、そのPRというか、もっと人を呼び込むとか、そういった計画の可能性とかあるのか。

例えばツーリストとか、そういうのに売りこんで、折角きれいにしたところに他からもうちよつとPRする部分とかがあっても良いじゃないかなと思いつつ、この間友達と遊んできました。

保全隊の皆さんできれいにしているところばかりですので、良い所がいっぱいあるので、その辺のPRの可能性とか、お伺い出来ればと思います。

議長（高橋副委員長）：これは事務局でよろしいですか。

事務局（大場技術補佐）：こちらの事業は、そういった保全をする組織に支援するというものですので、PRまではこちらの方でやる訳ではございません。

たまたま文屋専門委員がいらっしゃいますので、そちらからお話を伺えたらと思います。

議長（高橋副委員長）：文屋専門委員、お願いします。

文屋専門委員：私も専門委員という立場でこの検討委員会に参加させていただいているのですが、ふるさと水と土指導員ということで専門委員の役を担わせていただいております。

私共が活動しております、岩出山の内川・ふるさと保全隊という組織ですが、昨年10周年記念のイベントをさせていただきました。

資料は皆さんに昨年配布したかとは思いますが、幸い私共も「豊かなむらづくり全国表彰」の農

政局長表彰を昨年受賞いたしましたして、10周年記念に花を添えてもらったところでございます。

今お話がありましたように、PRという部分につきましては、自分達の活動は先ず地域を中心にしておりまして、とりわけ地域に住む子供達または住民、そういった方々にも協力をいただいております、農業者のみならず消防関係者も含めまして、地域ぐるみの保全活動を行っております。

これらの活動は多面的機能の発揮という部分の一部にもなるかと思いますが、そのような形で今、内川を中心とした環境整備と水の保全というようなことを中心にやっております。

それなりの評価を受けましたので、東北農政局長賞の表彰も受けたと思うのですが、地域の方々にもゴミもなくなったねと言われて喜んでおります。

先程、鈴木専門委員がおっしゃりましたように、実は有備館の話も出ました。

有備館も今年の3月で完成予定でございます。

今、再生工事中ということで、無料で一部開放しておりますが、そのような事情もあり来客者も少ないのかなと感じている訳でございますけれども、3月以降は完成するので、従来の重要文化財として一般公開される日程となっておりますので、地域としても期待をしているところでございます。

本当に、PRという部分では、我々も活動しながら、どのように地域の活性化も含めて活動を広げていこうかなと思って、実は頭を痛めている部分もございますので、皆さんからもお知恵をお借りさせていただければ有りがたいと思いますので、PRも含めて、お話をさせていただきました。

ありがとうございます。

議長（高橋副委員長）：ありがとうございました。

鈴木専門委員さん、いかがですか。

鈴木専門委員：確かにこの事業とは直接関係ないんですが、この事業で出た成果と言いますか。

先程もフォトコンテストはホームページ、フェイスブックもあるとおっしゃっていたので、そういったところに、過去のこういった事があったということも載せていただいたり、今はフェイスブックとかは若い人にとって凄い情報源だと思いますので、そういうツールで県の方からも可能な範囲でPRしていただければと思います。

議長（高橋副委員長）：ありがとうございました、他にご意見はありませんか。

高橋専門委員。

高橋専門委員：前からいろいろと意見を出している割には、このふる水の事業は、小ぶりのまま推移している訳ですね。

この果実運用という、6億何がしの金を積んで、基金運用で地域をうまくやっていこうという主旨で、皆さんの気持ちがあったはずなのに、幼稚園ワークみたいにやっているのは遺憾なんですよ。

前に委員長の時にも話をしたように、何か県独自の仕組みを作ってもらいたいという要請をしたんだけど、なかなか出てこない。

やっている事は愚痴になるんですが、小ぶりの、ちょっとした大学生を集めたり、ちょこちょこやっているという、本当に自己満足的になっちゃうんで、もうどうしようもないということであれば、大変申し訳ないんですが、今回の募集事業を応募するとか。

地域を元気づける事業を募集します。現着最大幾らということで、成果はどうなるかわからないんだけど、広く県民から募集していただければ、行政の頭の固い方々では無理なんだろうから、もう少しお知恵をいただくようにしてもらわないと、この事業はずっと同じことをやっているんですよ、何年も。

これで何か地域が元気になったのかというアウトプットを出していただければまだ良いんだけど、なかなか出ないのであれば、まさにこれから少子化、高齢化、地方都市の消滅と言われていくんだから、この事業で何とか一つの口火を切っていただきたいという思いで、私共が要請をした委員会の声の提案をどのように執行部は考えているのかなど、最近になるとちょっと疑心暗鬼になっちゃうんですね。

具体的に私が言ったように、行政で出来ないのであれば、ホームページにもぶら下げて公開して、こういう事業をやりたいという方、1回出してみて下さいと。

審査員がここにもいますから、立派な審査をして、この事業ならば見込みがあるよねというのであればやっていくというくらいの、何かやってもらいたいというのが、この事業なんですよ。

水と土は安定的にやってきているという実績はあるので、それはそれとして、あとやっていっているのが、みやぎフォトコンテストの5万円はここから出てたんだなというのは最近やっとわかったんだけど、もっとPRは出来るはずだしね。

もう少しツッコミが欲しいなと思いますので、毎回要望だけではちょっと回答がいただけないので、次回までに何か考え方を整理してもらいたいなというふうに、課長がいますのでお願いしておきたいと思います。

議長（高橋副委員長）：積極果敢なご提言がありましたが、何かありましたらお願いします。

丹野課長：貴重なご意見ありがとうございます。

ふる水に関して、この後にご報告をさせていただきますが、集落支援事業も、この委員会の中でいろいろご指導、ご助言をいただきながら取り組んできたもので、それもまだ緒に就いたという形です。その集落支援の主なあり方等も今後しっかりと検討していかなければならないと考えているところです。

我々は今、人口減少・高齢化等で、なかなか集落機能の維持そのものも難しくなっているような地域をしっかりと活性化させていく為には、いろいろな取り組みをいろいろ考えながら、地域の方々と共に、周りの支援もいただきながら取り組んでいく必要があると感じているところでござ

います。

只今いただいたような意見なども、しっかりと勉強させていただいて、今後、どのような支援を、取り組みをしていったら良いのか、まず事務局内で検討させていただきまして、可能であれば次回の委員会の方にご提案出来るように頑張っていきたいと思っておりますので、今後共、ご指導、ご助言をいただければと思います。

議長（高橋副委員長）：よろしいですか。

事務局（大場技術補佐）：今の意見に対して、少しだけお話させていただきたいのですが、果実運用が来年度は650万円程でございますが、保全隊への助成やNPOへの委託業務、そういったものをやっていますとそれなりに経費がかかっていまして、現在、大胆にやれるような予算という訳ではないんです。

その辺だけご理解いただきたいと思っております。

そういった中で、集落支援事業については、去年はゼロ予算でやりましたけれども、今年度はこの予算からバス代とか保険代とかも使えるようにしております。

まだモデル的な取組なものなので、今後はもっと大胆に使えるような形でいけないかと検討しているところでございます。

言い訳でございますが。

議長（高橋副委員長）：三村委員。

三村委員：1ページの平成26年度の、主な取り組みの内容の（4）の企業等との協働に関する意見交換会の参加という項目が平成26年度に取り組みされていて、平成27年度にはこれが入っておりませんが、たぶん、その見直しをしたのだろうとは思いますが、その理由お聞きしたいと思いません。

企業等との協働としてと、書いている、書いていないはともあれ、例えば山の関係ですと、最近、企業のCSRということで、山を持たれるという事例が、個別名称は申し上げませんが、じわじわと広がっています。

職員の研修であったり、地域貢献だったり、いろいろな理由で広がっていますが、この農山漁村における企業との協働とそのものの可能性について、どのようにお考えなのか。

この資料だと残念ながら、そういう事例がないのか、もしくはもう少し何かすれば、ここはもうちょっと拡大する余地があるのか。

平成27年度の取り組みからすると、中心的な施策になり得ないというご判断なのかなと思っております、その辺を教えていただきたいと思っております。

議長（高橋副委員長）：事務局、お願いします。

事務局（高橋主事）：まずは平成27年度の見込みの方に（4）に該当するものを掲載していない理由ですが、実はこの意見交換会の平成27年度の開催が未だ決定していないという事です。

これは、参加した各県が手上げ方式で翌年度の開催を決定するという事として、平成26年度は和歌山県で開催されたんですが、現在、和歌山県が各県に要望を聞き取りしていきまして、農水省等とも合同開催出来ないかというような調整をしているという段階ですので、まだ掲載していないということです。

それから2点目、企業CSRのような形で宮城でもそうした農山漁村との協働という形が出来ないかというようなご質問をいただきましたが、後程、集落支援の方で説明させていただく丸森町の耕野地区で、干し柿づくりのお手伝いという形で取り組んでおります。

仙台市のIT企業で、全国企業の仙台支店という形になりますが、その企業が異業種交流体験というような形で、丸森町耕野の干し柿づくりを手伝うというような形で取り組んでおります。

今年の耕野地区では3軒の農家さんが、この企業の受け入れを行いました。県では最初のやりとりだけして、あとはその企業と地元の方で、調整して研修を実施したということです。

それから今年の七ヶ宿町の干蒲での集落支援でも、企業と地元との協働というのも行われております。

活動としてはとてつもなくレベルの高いというものではありませんが、企業と地元が交流していくということ自体は、十分取り組み可能かなと考えております。

今年度は、実は仙台市の商工会議所にもこういった集落支援の取り組みのご紹介ということで、会員の企業さんに紹介していただけないかご相談に伺ったのですが、紹介をするタイミングにこちらが遅れてしまったということで、残念ながら今年度は情報を流していただくことは出来なかったのですが、来年度以降はそういった形で、PRしていきたいと思っております。

長くなりましたが説明は以上です。

議長（高橋副委員長）：ありがとうございました。

これで4つめの項目を終えてよろしいでしょうか。

それでは、本日最後の議事ということになりますけれども、5番目の『集落支援事業について』事務局からお願いします。

事務局（高橋主事）：それでは引き続き、集落支援事業について説明させていただきます。

平成26年度の取り組みですけれども、平成25年度に引き続きまして七ヶ宿町の干蒲集落、それから丸森町の筆蒲中区集落、それから同じく丸森町の耕野地区の3集落で活動をいろいろ実施しております。

まず（1）の七ヶ宿町干蒲集落ですが、6月15日にヨモギの収穫作業の支援という形で事業実

施しまして、参加人数は23名でした。

干蒲集落での支援活動は、当初は平成25年の9月に復旧させたヨモギ畑での収穫作業を行うということを予定しておりまして、そうしますと前年度に復旧させた畑で収穫をすることになるということで、ある意味、連続性があって良いかなと考えておったのですが、ヨモギの生育状況が例年よりも随分と早かったということで、結果的に活動当日、他の畑での収穫作業支援となってしまいました。

また、干蒲集落は活動回数が1日だけですが、これは平成26年7月に集落の農地が豪雨の影響で被害を受けまして、地元の方から復旧作業を最優先と言う事で、2回目以降の活動は、今年度は難しいというような申し出をいただいたということで、活動が1回限りということになっております。

続きまして、丸森町の筆甫中区集落のほうですが、平成26年5月25日と、8月31日の2回活動を行っております。

内容としては、5月25日にヒマワリの種まき、8月31日にその刈り取り収穫作業の支援ということで、延べ58名の参加がありました。

中区集落の方では、平成25年度から若干変わった点としまして、昼食をボランティア参加者と地元の方との共同調理という形で行ったという点です。

これは8月31日のみですが、そうした形で準備するということで、農作業だけでは参加する機会が少ないという地元の女性の方に、活躍の場を設けているということになっております。

また参加者の方からも、昼食時の交流が楽しかったというような意見を沢山いただいております。

集落の皆さんからも、そうした女性の方が参加する機会が出来て良かったという意見や、ボランティア参加者の方が、コンビニで買った昼食を食べているよりも、やっぱり地元の食材が入ったものを食べていただいた方がうれしいというような意見もありまして、集落の方でそうした昼食の準備をしていただきました。

昼食準備のために負担が生じるという事もあるので、そうした負担との兼ね合いはありますが、単純に農作業の支援だけではなくて、このような形での交流というのも、今後ひとつ有効な形なのかと考えております。

それから丸森町耕野地区での取り組みですが、平成25年度は耕野地区の中の芦沢集落の支援という形で活動を実施したのですが、平成26年度は活動エリアを拡大したということになります。

今年度は平成26年11月15日から24日の間の土日、祝日、延べ5日間で、農家は延べ7軒で作業支援を行いまして、延べ43人のボランティアの方に参加していただきました。

活動内容としては干し柿作りの一連の作業の支援ということで、作業内容については支援先の農家の支持によるというもので、主催側で特段活動はこれというふうに定めたものではございません。

それから耕野地区では、来年度以降の取り組みの参考とすることを目的としまして、平成27年1月17日に、ボランティア参加者と主催者側、農家ですとか県ですとか、そういった方々との意見交換を実施しております。

意見交換会の中で、ボランティア参加された方からは、やはり交通手段があったほうが参加しやすいというような要望が多数寄せられております。

耕野地区の場合は、あぶくま急行線を利用すれば、仙台から公共交通による移動も可能となっておりますけれども、ここの意見交換会の際に、公共交通を利用しても参加したいという方がどれくらいいるかなとちょっと聞いてみたところ、参加者の内、およそ半数程度、10人程度に留まるというような結果となっておりますので、ある程度参加者の数のほうを確保したいとすると、バスの手配が有るのと無いのでは、大きく影響してくるんだろうと考えております。

それから意見交換会におけるその他の意見としまして、この集落支援の取り組み、参加してみると非常に楽しいと、ただその楽しさが参加募集の段階ではなかなか伝わってこないというような意見もいただいております。

また合わせて、PR方法のほうに関係してくるんですが、参加の募集を、県のホームページですとか、あとは県のフェイスブックですとか、そういった形で募集しておりますが、そういった方法では一般にまで知れ渡っているとは思えないというような意見もありまして、来年度以降、この集落支援事業の参加者の募集方法というものは、検討していく必要があると考えております。

それから事業そのものにつきましても、集落を支援しますということで今やっているわけですが、それだけではなくて、支援をすることで、その集落の将来に自分達が参加した事で、どのように関わっていけるのかと、そういった将来像みたいなものまで見えてくると、参加する意義がわかりやすいというような意見もいただきました。

各集落での今時点での取り組みと、何年後か、将来こうなっていきたいなというようなあたりを整理すると共に、それを参加募集の段階などでわかりやすい形でPRしていくことが出来れば、より一層取り組みとして良くなっていくものだと考えております。

それから資料の方で2ページ目に説明を移らせていただきますが、平成27年度以降の活動計画としまして、現在事業実施しております3集落では、引き続き活動していきたいと考えております。

時期ですとか内容に関しては、今後関係機関、あるいは集落との打ち合わせを行って、詳細を決定していく予定としております。

また今後新規の取り組み地区の拡大ということで、大崎市の鬼首ですとか、現在、住民活動支援業務を実施しております塩竈市の寒風沢島等、そういったところでも同じような形で取り組みを実施出来ないかなと検討しているところです。

それから(3)の今後、活動継続活動地域の支援方法にあたる部分ですが、今後、継続的に活動を行っていく地域の支援にあたっては、これまでは県庁と県の事務所、それから町ですとか、地域振興組織、集落等と連携して活動を実施してきたのですが、今後、取り組み地区を拡大していく予定であることを踏まえまして、継続地区ではなるべく地域振興組織ですとか、あるいは集落が主体となって、県の役割は事業の周知ですとか、交通手段の確保などに限ることで、負担軽減を図って、新規取組の拡大とそれからこれまでの取り組み地域の継続という、この2つを両立していきたいと考えております。

現在、活動の標準実施スキームとして想定しているものを、掲載させていただいておりますが、1年目、新規地区の掘り起こしにあたっては、県庁主導という形で、事務所と協力して、県主催のような形で活動実施をしていきたい。

2年目はそれに町ですとか、地域振興組織、あるいは集落などと連携しまして多数の共催というような形で実施したいと考えております。

3年目については県の役割を広報ですとか、交通手段の確保ですとか、ある意味、そういった後方支援のような形に絞っていきまして、集落とか町とか、地元が主体的に取り組んでいけるように誘導していけないかなと考えております。

4年目以降に関しましては、県の後方支援というような形で、継続的な活動の実施が出来るようにしていきたいと考えております。

それから資料でいいますと3ページ以降は、各地区の本年度の活動をまとめた活動報告のようなものになっております。

現在これは県のホームページで常時掲載しております他、農村交流対策班の関連事業の研修会ですとか、担当者会議の場などでもこうした紙の印刷物として配布しているところです。

集落支援に関する説明については以上となります。

議長（高橋副委員長）：只今、集落支援事業について、平成26年度の実績と、それから平成27年度以降の計画ということで説明がありました。

これにつきまして、またご意見、ご質問等がありましたらお願いします、いかがでしょうか。

それでは三村委員、お願いします。

三村委員：ご確認と言いますか、集落支援事業でもそうだし、多面的機能支払のところでもそうですが、いろいろところで末端で動かれる方々ですよ。

リーダーというか、中心人物というか、いろいろ言い方はありますが、そこは非常に負担が重なっていて、この資料にもどこかありましたけれども、役員さんの負担が大きくて、将来の継続に不安を持っていますというような記載もありました。

結局、最後は誰がその事業を中心となってやりますかというところが非常に重要だと思います。

2ページ目に継続活動支援の方法で、その県の負担の軽減を図りながら継続していきますとあります。

それは県庁さんの今の事務の負担を考えると、方法としてはそうだろうとは思いますが、一方で県事務所とか町とか、特に町とか末端組織の負担がそれだけ増えるのかなと思いますが、そこは十分に吸収できるんだという理解でいいですかということと、先程言った中心的な人物を支援する、彼らをサポートする、そういう取り組みとかっていうものに対して、どういうものがあるんでしょうかということをお伺いしたいと思います。

議長（高橋副委員長）：では事務局，お願いします。

事務局（高橋主事）：簡単にもうちょっとしてしまえば，なるべく地元主体で書いてしまうと簡単に見えてしまうのですけれども，実際のところなかなか，地元でそうした中心となり得る人物がどこにでもいるわけではないから，活動をしたいけど出来ないというのがあるというのは実際，そのように考えております。

個別論になってしまいますが，今実施している地区に関しましては，まず丸森町の2地区では，昭和の合併前の旧村地域を活動範囲とする自治組織がありまして，そちらではこれまでも自主的にイベントを実施したりとかして，経験も豊富ですので，そういったところが，今後も中心となっていただければ，活動継続はかなり可能なのかなと考えております。

ただし，これまでの取り組みの中で，どうしても保険の部分と，あとはバスの部分，特に交通手段が有ると無しとでは，参加者が大きく変わるということで，そのあたりを組織から県に要望されていますので，そういったことで県の支援を，後方支援，後方事業PRとか交通手段ということで書かせていただいております。

あと七ヶ宿町の方では，地域おこし協力隊の方が，何名か入っておられますので，そういった方々には活動先の集落というものが設定されているということなので，そういった方を巻きこんで，集落側の窓口となっていただくようなことが出来れば，継続して事業実施に向けて進んでいけるのではないかと考えております。

議長（高橋副委員長）：加藤専門委員，お願いします。

加藤専門委員：三村委員が言われていることは，非常に大事なことなんですよ。

事務局にお願いしたいのは，受け皿のスタッフの大変さというのかな，私もやっていますけれども，その取組の継続がいかにか出来るかが大事です。

もう1つは，ボランティアで来られたら，すぐに行動できる体制を作らなくてははいけない。

ボランティアは準備に来る訳ではありませんので，柿剥きの作業だったら柿を事前に用意しておきますよね。

ヒマワリの畑を作っておく，ボランティアは何をすればいいのと言って，指示された作業をやる訳だ。

それから昼食の準備，そういったものを含めると，継続をするために県の皆様方をお願いしたいのは，もっともっと地域の女の人達，中山間地域等直接支払のH27概算決定の資料で女性，若者等の参画，人・農地プランというような事が記載されていますが，継続性を考えるにあたっては，やはり地域の婦人会とか，おばちゃん達，これを大事にしないとだめだと私は思う。

それからこの地域に行ったら，若い人いますか，認定農業者と言われる人いますか，そういう方が出てきますか。

トラクターで耕起作業とかをやってもらえるとと思いますが、確かにこのような取組を継続していくには、人為的な組織、色々な物的な応援とか、いろいろなものが出てくるとと思います。

このような取組は非常に素晴らしい事だと私は思うので、やっぱり良い事は良い事で、どのようにして継続したらいいのかなを考えていただきたい。

自分自身も悩んでしまうし、おそらく事務局も悩んでいると思うんです。

とりとめのない話しをしましたが、ひとつ継続出来るように頑張ってください。

返答は入りません。

議長（高橋副委員長）：頑張って下さいということでございます。他にございませんか、三村委員。

三村委員：県庁のお考えはよくわかりましたし、今、加藤専門委員の方がおっしゃった通りだと思います。

ですので、ここの報告書のこの2ページのこの文言については、もう少し修正をされた方がいいのではないか。

県の負担の軽減を図りながらという表現、そうではないですよ、役割分担もちろんとするんだという話しですし、その人の支援をきちんとするんだというお考えは当然あるんでしょうから、もう少し文章を修正された方が良いんじゃないのかなと思います。

議長（高橋副委員長）：スキームのところに、1年目、2年目、3年目、4年目というところに意図するところが表れていますので、そういったことを汲む表現に、ここはなると良いんでしょうね。

高橋専門委員：これは何年になっているのかな、干蒲とか何年目になっているの。

事務局（大場技術補佐）：今年でまだ2年目です。

高橋専門委員：2年目というと、共催というようなレベルですね。

先程、加藤専門委員からもお話があったように、私も色々なボランティア活動に関わっているのですが、県から落としていくというやり方は絶対駄目なんですよ。

だから経験的に言わせてもらえば、まず地元が動いているものに人が足りないという具体的なものがあって、それをどれだけ出先の方々がキャッチして、何が出来るのか、簡単なことであればもっとも良いのだろうけれども、とにかく困っているということを手助けしてやるということではないと思う。

上から落とし込んでなんかやってやろうというような目線が少し違うよな、書き方というのは、その辺の思うところが正直に出ているものであって、少し高飛車じゃないかな。

集落支援の根本的な考え方というのが違うのでは。

困っているものを助けていこうとした場合どうなるのか。

一番心配なのは、ボランティアをやっている方々というのは限られているんじゃないか。

具体的に言うと、バスを用意しないと行かないような人、つまりこれは学生だよ、そういう方ではなくて、自ら手弁当を持って現地に行くと言う人でないと、続けられない訳よね。

1回目やって、それから4年やってという基本スキームが書いているけれども、このように上手くいくのかなと逆に心配なんです。

今年2年目ということなので、手を離れた途端、バスが来ない、それでは止めようか、そのような状態では困るので、もう少し本当に困っている所と、もっとやりたいよという所のマッチングの仕方が違うような気がするので、もう少し地域の事務所と町に、その辺の視線で見てもらわないといけないと思う。

県庁が決めると高飛車に出されても誰も来ないと思うので、もう一度、再考して下さい。

事務局（大場技術補佐）：貴重な意見、ありがとうございました、資料の文章表現が、誤解を招いたのかもしれませんが。

実際に3集落をモデル的にやってみて、丸森町につきましては、地元地域に地域の振興連絡協議会というのがございまして、そちらに常駐している職員がおります。

その他に集落支援委員の若い方も入って一緒にやっております、昨年は確かに県からやってみませんかということで、県庁主導で取組を始めましたが、今年は地元が主体的にやれるようにということで、共催という形で取り組んでいます。

但し、バスの確保や保険代については、県の方から、ふる水基金を利用したということでございます。

ボランティアの参加者につきましては、実際大学生が中心となっております、継続して来ていただいている大学生もおりますし、あるいは昨年参加者した研究室の先輩が参加してみて良かったよということで、その研究室の後輩が参加する形の流れも出てきています。

丸森町については、正直言って心配はしていないんですが、七ヶ宿町の方が少し心配なんです。

七ヶ宿町については、地域おこし協力隊の方がいましたが、年度途中で辞められたり、集落自体の受け入れる意識も、少しずれがあるのかなという感じがして、今後どう進めていったらよいか課題となっております。

七ヶ宿町は少し厳しいですが、丸森町のように、地元でそういった中間でマッチングしてくれるような組織があるところは可能なかなと感じています。

逆に言えば、そういった組織がないところは、今後作っていかねばならないのかなと考えております。

議長（高橋副委員長）：大変、本質的な議論になっていますが、沼倉委員お願いします。

沼倉委員：平成27年度以降の活動計画についてですが、別なところでの事業の取り組みが実施出来ないか検討と記載されていますが、これまでやってきた3事業は、まだ手を離すには早い状況にあるような気がいたします。

県が音頭をとって始めたわけですから、やはりもう少し支援が必要ではないかなと私は思います。

生協なんかでも、やはり新しいことを始めると人が来なかったり、沢山来たり、こうしながら、ともすれば細って駄目になってしまうんじゃないかなと思うんですけども、でも辞めちゃ駄目だということでいろいろと支援をしながら、色々な人の力を借りながらやっていく訳ですけども、5年ぐらい経つと地域も、それからボランティアも、ひとつ見えてくるんですね。

そうするとその後は、本当に一人で動き出して行って、継続性が出てくると思うんです。

私はボランティアの内容を見た時に、高橋専門委員の方もおっしゃっていましたが、大学生というところは手堅いようですが、それでは継続性についてはどうだろうか。

大学生は卒業していきますし、また新しい人も入ってくるんですが、やっぱり多様なボランティアを募集するというのが今後求められるのではないかと思います。

どちらにいたしましても、宮城県の中で非常に魅力的な地域であることには変わりないと思いますので、是非ひとつでも欠けることのないように、この3つを継続していければ良いと思います。

そういう中で、一方、新しいところも取り入れなければいけないかと思うのですが、少し早いかなという気がしています、以上です。

事務局（大場技術補佐）：2ページの4年目以降というのは、こちらのほうの理想というのを書かせていただいているおり、私共も取組が継続することが一番大切だと思っていますので、県がすぐ手を離すことは当然ございません。

そのことは関係者に言っています。

今お話をしましたけれども、丸森町については結構、自立して取組が継続できると期待しています。

今後、その他の新規取組も含めて、様子を見ながら進めていきたいと考えております。

議長（高橋副委員長）：他にございませんでしょうか。

よろしければ本日の協議事項、5つの議事につきまして、一通り終了ということになりましたので、本日の検討をここで終わらせていただきたいと思います。

議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

司会（大場技術補佐）：高橋副委員長、ありがとうございました。本日の助言等を踏まえまして、今後の本県の農村振興に役立てていきたいと思っております。

委員・専門委員の皆様、ご苦勞さまでございました。

なお、本日の委員会の議事録は、冒頭でもお話しましたが、公開となりますので、事務局で作成

したものを後日メール又はFAXで送付しますので、ご確認いただきたいと思います。

最後に、丹野課長から閉会にあたりまして、御礼の言葉を述べさせていただきます。

丹野課長：本日は何かとご多忙の中、委員の皆様には、本県の農村振興に向けまして、貴重なご指導、ご助言を賜りまして、誠にありがとうございました。

農村地域では、人口減少や高齢化が都市に先駆けて進行しておりまして、担い手農業者の減少、集落機能や地域活力の低下、農地等の保全管理の困難化などの課題に直面している状況にあります。

これらの課題への対応をするには、農業を足腰の強いものにしていく取り組みと併せまして、集落機能の維持や地域の活性化に繋がる各種施策を一体的に推進して、農村振興を図っていく必要があると認識しているところでございます。

このような中、本委員会では「中山間地域等直接支払」と「多面的機能支払」並びに「中山間地域等農村活性化事業」、この3つの施策を中心に、ご意見、ご助言をいただいておりますけれども、県と致しましては、農村地域が抱える課題の対応として、様々な取り組みに努めていく必要があると考えているところでございますので、委員の皆様には引き続きのお力添えをいただきますよう、重ねてお願い申し上げたいと思います。

甚だ簡単ではございますけれども、閉会にあたりましての御礼とさせていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

司会（大場技術補佐）：ありがとうございました。

次回の開催は、平成27年度になってからでございます。

多分、中山間地域等直接支払の特認の承認をいただくような形になると思いますので、5月の下旬頃になるのかと思いますので、その際はよろしくお願ひしたいと思います。

本日は以上で終わります。

どうもご苦労さまでございました。